

明日のまちをつくります

10. 脱炭素・循環型社会とみどり豊かな都市の創造

(質問数26-63)

2023年 2月定例会	本会議	代表質問	神崎	脱炭素・循環型社会とみどり豊かな都市の創造 (1) 緑地保全と活用による持続可能なまちづくりについて	(1) 固定資産概要調書のデータを基に、10年前の平成24年度と令和4年度とで比較すると、減少している。緑地の維持管理に多大なコストがかかることから、継続的な財源確保が考えられる。フォレストアドベンチャーは、フランス発症の自然共生型アウトドアパークを目指し、フランスの企業と業務提携を結んだ民間企業が運営している。本市域において運営会社が参画意欲を示せる適地を確認していく必要がある。今後は、市民や民間企業等と連携した新たな緑地の活用方法を試行し、持続的な緑地保全の仕組みを検討していきたい。
2023年 2月定例会	本会議	代表質問	神崎	のびのびになってきた緑区の事業 (1) 農業交流施設整備の現状と今後のスケジュールについて	(1) 今年度、整備区域を定めるとともに、事業手法として都市公園法に基づく公募設置管理制度、いわゆるPark-PFI方式を活用することを定めた整備方針をとりまとめたところ。今後のスケジュールについては、現在、整備方針に基づいて、民間事業者公募のための準備を進めている。令和9年度の開設を目指し、着実に整備事業を推進していく。
2023年 2月定例会	本会議	代表質問	添野	循環型社会づくりについて (1) 食品ロス削減の推進について (2) 再生可能エネルギーの普及と課題について	(1) 子どもたちの環境教育の一環として、食品ロス削減の教育を進めていくことも重要と考えている。今後、循環型社会とする上での具体的な施策として、次世代を担う子どもたちには、関係、関連団体の協力を得ながらSNSやイベント開催などを通じて、食育と連携した食品ロス削減の普及啓発をしたいと考えている。事業者に対しては、チーム、イートオールを中心として、食品ロス削減に向けた情報交換の場を設けるとともに、食品残渣については、再生可能エネルギー処理業者の利用を提案するなど、公民学共創により取組みを強化拡大していきたい。 (2) 令和4年度には、再生可能エネルギーの活用ポテンシャル調査や、取組状況を踏まえた脱炭素先行地域における事業の実施計画を作成している。今後、再生可能エネルギーの最大限導入、送配電ネットワークを活用したエネルギーの地産地消の推進、また、エネルギーマネジメントによる全体の最適化を図る「地域循環共生型の都市エネルギーモデル」の実現を目指していく。今後については、当該補助制度の拡充や初期費用を伴わない民間の手法などを活用し、再生可能エネルギーの最大限導入を進めるとともに、2050年のゼロカーボンシティ実現に向けて取組んでいく。
2023年 2月定例会	市民生活	議案外	出雲	市民を巻き込む地球温暖化防止の取組みについて (1) 配達物の再配達を減らす取組みについて (2) 家の断熱DIYについて	(1) 温室効果ガス排出削減というところで再配達を減らすということは重要であると考えている。市有施設への宅配ロッカーの導入については、宅配事業者等の意向を踏まえ、今後も検討していきたい。職員が市役所とか区役所で受け取れるようにするには、今後関係部局と連携して相談しながら、できるかどうかという部分でやっていきたい。 (2) 本市では、令和3年度に策定したゼロカーボンシティ推進戦略において、省エネの徹底化と再エネ導入の最大化の両面から取組を進めることで、地域の温室効果ガス排出量を削減し、ゼロカーボンシティを実現していくこととしている。市民向けにはスマートホーム推進、つくって減らす機器設置補助金によって、住宅の省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入を促進しているところ。ワークショップの開催による断熱の啓発については、ホームセンターなど民

					間事業者と連携して、ワークショップを実施ができないかどうか、またホームセンターが持っているノウハウを活用できないかなど、今後研究していきたい。
2023年 2月定例会	市民生活	議案外	出雲	マイクロプラスチック・マイクロビーズ・マイクロカプセル等の対応について (1) 河川のマイクロプラスチック調査結果と今後の対策について (2) 香害の問題については、日常生活に支障をきたしている市民がいる現状について	(1) マイクロプラスチックの調査については、市内河川における実態を把握することを目的に、令和元年10月に埼玉大学、分析事業者との公民連携による共同研究契約を締結して、ホームページ等で紹介をしている。今後の対策は、今回の調査結果等を踏まえて、市民の生活、日常生活から発生するプラスチックごみに由来するものと推測はされることから、削減に向けた市民の意識啓発を引き続き実施していきたいと考えている。定期的な調査というものは実施していく予定。現状としては、3河川、3地点、流量が確保できる部分ということで、鴨川橋、芝川、綾瀬川の3地点を今後も引き続き調査していく予定。 (2) 香害の問題については、消費生活総合センターにおいて市ホームページ等を通じて周知啓発に取り組んでいる。化学物質過敏症で苦しんでいる市民の方がいるのも事実ですので、化学物質を含む製品を使用する方に対して、こうした症状で悩んでいる方がいるということを知っていただき、適正な製品の使用を心がけるなど、今後関係部局において周知啓発を図っていきたい。
2023年 6月定例会	本会議	代表質問	高柳	(1) 脱炭素先行地域の取組について (2) 都市緑地の創造と活用について (3) スクラップヤードの規制について	(1) 本市は、全国で初めてとなる第1回「脱炭素先行地域」に選定された。今年度は、「エネルギーの地産地消」に向けた事業として、公共施設の脱炭素化を図るための取組を進めている。6月から、桜環境センターにおいて、地域のごみで発電されたグリーン電力の本庁舎等への供給を開始した。今後、桜環境センター以外の廃棄物処理施設で発電した電力についても地域で活用できるため、エネルギーの需要管理をはじめとするマネジメントシステムの設計や、その実施体制を構築するため、公民連携を図りながら準備を進めていく。 (2) 「さいたま市みどりの条例」に基づき、緑化に関する協議を義務付けるとともに、みどりの街並みづくり助成制度により、費用の一部を助成している。公民連携による新たな緑化推進の取組としては、大宮駅周辺において、緑豊かな街並みや居心地の良い空間を創出する緑化滞在空間社会実験を行っている。市民活動団体と行政との協定に基づく緑地空間の創出・維持管理の事例としては、「河童の森」と「どんぐりの森」等があり、生物多様性に配慮された都市における貴重な緑地空間を形成している。また、新たに民間企業等のノウハウを生かした効率的・効果的な維持管理手法を検討し、持続的な緑地マネジメントの推進を図っていきたい。 (3) スクラップヤードの条例の制定に向けて、これまでの周辺の住民の方々からの相談内容、既に条例を制定している自治体を参考に検討を進めている。スケジュールについては、12月の本会議への上程を目指し、6月末よりパブリックコメントを実施する予定。
2023年 6月定例会	市民生活	議案外	高柳	廃棄物行政の推進に向けて (1) 家庭ごみ収集所の設置について	(1) ごみ収集所の設置件数については、まず過去3年の推移でいうと、令和3年4月1日時点で3万7962か所、令和4年4月1日時点で3万8965か所、令和5年4月1日時点で3万9,837か所。収集所の設置の要件等について、令和3年4月に要綱改正を行った。具体的な改正内容としては、ごみ収集所設置の際に、原則として近隣関係者の同意を得ること及び同意を得る過程として、近隣関係者との協議記録を作成して提出を求めるということにした。また、

				(2) 家電リサイクル対象品の投棄について	<p>4戸以下の住宅を新築する場合で、既存のごみ収集所を使用するに当たり、原則として管理者及び利用者の同意を得るということを求めるということにした。</p> <p>(2) 令和2年度は568件。令和3年度は480件。令和4年度は416件。年度によって違うのですが、7割方が大体テレビが大変多く、次に冷蔵庫、洗濯機という順番。家電リサイクル対象品の残置物の処理に大体処理費用が幾らぐらい使われているかということだが、市内3か所の清掃センターの一時保管場所、そこから製造業者の指定する引取り場所まで運搬する業務というものを委託で行っている。直近の令和4年度の委託料が207万9580円。</p>
2023年 9月定例会	本会議	代表質問	添野	<p>ゼロカーボンシティに向けて</p> <p>(1) 温室効果ガスの削減状況</p> <p>(2) 脱炭素先行地域重点対策加速化交付金を活用した事業の取組について</p> <p>(3) 今後の施策について</p>	<p>(1) 本市の温室効果ガス削減率の現状は、18%削減ということになっている。</p> <p>(2) 今年度から、桜環境センターで発電されたグリーン電力を本庁舎等に供給を開始するなど、エネルギーの地産地消に向けた取組を進めている。「重点対策加速化事業」については、初期投資なしで太陽光パネルの設置を行うPPAモデルを本市で初めて導入する予定。今後も全市域を対象に再生可能エネルギーの導入拡大を図っていく。</p> <p>(3) 温室効果ガス削減目標値を定めていきたい。ゼロカーボンシティの実現に向けて、今年度のタウンミーティングのテーマとして取り上げた。意見等も参考にしていきながら現在検討を進めているところ。</p>
2023年 9月定例会	本会議	一般質問	佐々木	<p>上質な生活都市を維持するまちづくり～再生資源物の屋外保管（スクラップヤード）に関する条例について～</p> <p>(1) さいたま市の現状と市民からの声</p> <p>(2) 既存事業者への規制内容とそれに対する効果を伺いたい。</p> <p>(3) 国への働きかけについて</p>	<p>(1) 市街化調整区域を中心に、市民生活の安全に支障を来す状況が発生している。そのため、市民生活の安全確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とした条例を制定するに至った。近隣住民から市に相談が寄せられている事業所の数は9か所、そのうち住宅地からの距離が100メートル以内の事業所は9事業所全て。次に、6月26日から7月26日に実施したパブリックコメントですが提出された意見は268件。その主な内容としては、既存事業所から発生する騒音に悩まされている現状についての意見が最も多く、次に既存事業所にも適用となる条例を制定してほしいとの意見を数多くいただいた。</p> <p>(2) 100メートルの距離でも騒音規制法の規制基準以下となることから、住宅等からの距離は100メートルとすることが適切であると判断した。粉じんや火災等の飛散等の対策、また既存事業者に経過措置を設け、条例の全ての条件を満たすべきという点について、策定中の条例では、既存事業者については一定の経過措置期間を設けた上で、保管基準、具体的には保管場所における囲いの設置、保管する高さ、排水設備の設置などについて適用を検討している。</p> <p>(3) 再生資源物の屋外保管に係る騒音等被害の課題は、広域的な課題となっている。条例違反による罰則については、地方自治法により、その上限が定められていて、一部の悪質な業者に対する、それだけでは十分な抑止力につながらないというおそれがある。環境破壊への対応も含めた再生資源物事業の在り方についても議論を深めていくことが必要な時期に来ている。国にもしっかりと要望等していきたい。</p>
2023年 9月定例会	市民生活	議案外	堤	<p>公害相談について</p> <p>(1) どのように対応しているか</p>	<p>(1) 全体で令和4年度は576件、主なものとして、騒音に関するものが232件、大気汚染に関するものが210件、振動に関するものが76件、悪臭に関するものが43件。令和3年度は、</p>

				<p>(2) 浄化槽の管理・指導について</p> <p>(3) 浄化槽管理費用助成の可能性</p>	<p>全体で477件、騒音に関するものが182件、大気汚染に関するものが179件、振動に関するものが59件、悪臭に関するものが52件。令和2年度は全体で543件、主なものとして、騒音に関するものが227件、大気汚染に関するものが203件、振動に関するものが49件、悪臭に関するものが55件。過去3年の勧告、命令の発出状況は、令和3年度に4件の勧告、命令を発出している。そのうち3件について、いわゆる解決、相談者が対応に納得されている件数が3件、1件については、引き続き継続中の案件。</p> <p>(2) 令和5年4月時点の市内の浄化槽の設置基数は約2万5900件、内訳として、単独処理浄化槽が約1万2900、それと合併処理浄化槽が1万3000。そのうち、過去3年間の浄化槽の臭気等による相談件数については、令和4年度が39件、令和3年度は36件、令和2年度は37件。浄化槽の不適切な管理状況が認められた場合、浄化槽の管理者に対面や電話による維持管理指導を実施している。再三の指導にも従わず改善が見られない場合は、文書による指導、改善勧告の提出を求めるなどして、早期の改善を促している。それと、下水道の関係で、一応下水道近いところについては、下水道部局に接続に対する指導、下水道部局のほうから接続の指導をしている。</p> <p>(3) 浄化槽の維持管理費用を助成する制度については、本市としては検討していない。下水道整備の計画がない浄化槽処理促進区域において、単独処理浄化槽を使用する家庭等対象に合併処理浄化槽に転換する費用の一部を補助する制度を今は推進をしている。今後も引き続き単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。</p>
2023年9月定例会	市民生活	議案外	堤	<p>ごみの収集について</p> <p>(1) グリーンセンター大崎ゴミ持ち込みについて</p> <p>(2) ゴミ置き場の設置について</p>	<p>(1) 工事期間中の市民への安全確保等の観点から、平日は燃えないごみ及び粗大ごみに限った受付とし、土曜日、祝日等については、事前予約をしていただいた方のみ燃えるごみを含めたごみの受付をしている。</p> <p>(2) 一定期間ごとに住民の方々が公平に収集所を移動させる輪番制を採用するといった方法とか、収集所の分散化といった方法で、設置場所の解決に至る場合もある。収集所の設置困難事例の対応については、市が設置場所を決めるということとはできないが、所管の職員が当事者間の相談を確認して、可能な範囲で具体的な提案などを行い、トラブルの解決に努めているので、相談事案があればしていただきたい。</p>
2023年12月定例会	本会議	一般質問	永井	<p>脱炭素社会政策、市民サービスの充実を目指して</p> <p>(1) 一般家庭のニーズに合わせた補助金制度について</p> <p>(2) 政令市として新たな取組について</p>	<p>(1) ゼロカーボンシティを目指すとして表明した令和2年度以降、本補助金の動向については、予算を年々積み増して実施しているが、市民のニーズが高く、毎年全ての予算を執行している状況。限られた予算の中でも引き続き補助事業を充実させ、できる限り市民のニーズにお応えするとともに、初期費用を伴わない民間の手法、いわゆるPPAの活用など、様々な施策により再生エネルギー等の導入を推進することで、ゼロカーボンシティ実現を目指していく。</p> <p>(2) 地球温暖化対策実行計画改定版についての素案を今定例会で示す予定。タウンミーティングにおいて、行政の取組に関し見える化をしてほしい、また地球温暖化対策として何を行っていかばよいかなどの意見が非常に多く寄せられている。</p>

				(3) ペロブスカイト太陽光導入をさいたま市が先駆けるべきについて	(3) これまで積載荷重の検討等により太陽光パネル設置を断念してきた本市にとって、まさに新たな再生可能エネルギーの確保の手法として期待している。今後も国や民間機関の研究動向を注視していくとともに、ゼロカーボンシティの実現に向けて導入を検討していきたい。
2023年 12月定例会	総合政策	議案外	相川	都市農業の推進について (1) 農地の利用状況の把握について (2) 地産地消の日を進めるためについて (3) 清掃工場から供給される二酸化炭素を利用したスマート技術の導入検討について	(1) 毎年1回市内全域の農地について、農地法に基づく利用状況調査というものを行っている。この利用状況調査では、農地利用最適化推進委員が中心となり、農業委員と連携して、各担当区域内の農地を巡回して、現地調査を実施している。 (2) 学校給食への取組としては、毎年地元生産者と栄養教諭、学校栄養職員との情報交換会を開催して、利用促進に向けたマッチングに努めている。区役所とか、公園等の公共施設を活用して生産者によるマルシェを開催している。それ以外にも、市内の直売所への支援とか、また、スーパー等における地場産コーナーの設置推進、情報誌トレトリアやSNSを使って情報の発信を行っている。 (3) スマート農業の普及推進を図るために、見沼グリーンセンターの温室を改修して、環境整備等の技術を取り入れて農産物の試験栽培を行い、その状況を生産者に提供している。今年度からグリーンセンターの温室で炭酸ガスの施用機を導入して、今、トマトの水耕栽培をしている。二酸化炭素の濃度を高めることで、収量とか品質にどのような効果が出るかというのを今、試験調査している。
2023年 12月定例会	市民生活	議案外	永井	太陽光パネルの廃棄について (1) 設置の現状について (2) 廃棄の現状と本市の取組について (3) 今後の取組について	(1) 本市の地域特性を踏まえた上でも、太陽光発電設備は重要な再生可能エネルギー確保の手法であり、資源エネルギー庁が公表しているデータを基に申し上げると、現在2万件弱の太陽光発電設備が市内に設置されている。 (2) 業者が太陽光パネルを処分する場合には産業廃棄物となり、産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票、マニフェストというものだが、それを使用し産業廃棄物の名称を記入する。そこには、まず太陽光パネルと記入するのではなく、産業廃棄物の品目である金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶器くず、廃プラスチック類の混合物と記入する。現時点では、市民などから産業廃棄物として太陽光パネルを処理する場合についての相談というのは寄せられていない。しかし、太陽光パネルには有害物質を含んでいるものもあるため、環境大臣より太陽電池モジュールの広域認定を受けた業者が、埼玉県環境産業振興協会で把握している業者の情報を伝えることにより、適正処理について指導している。 (3) 埼玉県でも、使用済み太陽電池モジュールについてリユース、リサイクルの体制を確立するため、太陽光パネルメーカー、産業廃棄物処理業者や研究機関などをメンバーとする太陽電池モジュールリサイクル協議会を設置している。本市においても重要な課題であると認識し、今後は国の取組などを注視するとともに、他自治体の先進事例についての取組に関する情報を収集し、適切な対応ができるよう準備を進めている。
2024年 2月定例会	本会議	代表質問	阪本	(1) グリーンインフラとしての機能向上と活用促進について	(1) 「さいたま市緑の基本計画」を令和5年11月に改定し、自然環境が有する機能を生かすグリーンインフラの取組を推進することとしている。大宮駅周辺グリーンインフラ公民連携プラットフォームについては、金融機関やまちづくり会社など、本市を含む7者が参画しており、資金調達

			(2) 循環型社会の実現に向けて	<p>の手法や植栽の育成など、専門的な知見を有する民間のノウハウを生かしながら、道路や公園などの公共空間の利活用に取り組んでいる。グリーンインフラの活用による維持管理費の捻出については、本取組に賛同する企業からの協賛や利用者などからのクラウドファンディングを維持管理費用に充てるなど、持続的な仕組みの導入を目指している。</p> <p>(2) 製品プラスチックを除くすべての容器包装プラスチックの資源回収に向けて、現在収集運搬業者などの関連事業者と協議を進めている。令和6年10月以降の半年間は試験回収をし、それを踏まえ令和7年4月に本格導入を行う予定。資源回収量約2割の増加を見込んでいる。今後、家庭ごみの出し方マニュアルや自治会説明などで周知、啓発をしていく予定。リチウムイオン電池による発火事故については、プラスチック類の資源化が拡大することに伴い、更にリスクが高まるとの認識から、事故などの未然防止対策として、視認性の高い透明袋に限定することを考えている。収集業務などの分野では、人手不足や物価高騰などの不安要素があることを懸念している。一般廃棄物の収集運搬などを委託する場合であっても、業務の確実な履行のため、委託料が受託業務を遂行するに足りる額となるよう適切に精査をして、将来に渡り持続できる廃棄物の収集体制を確保していきたい。家庭から排出されるもえるごみに含まれる約15%の木くず類をチップ化や堆肥化することで、ごみ焼却量の削減と資源循環の促進を図れるものとなっており、コストやCO2排出量の変化などをもとに効果検証していきたい。衣類については、現在、資源物として回収をし、リサイクルを行っている。事業者と連携を進め、令和5年10月からは職員向けに本庁舎での衣類回収を始めたほか、12月には本庁舎駐車場で実施をした不要品回収イベントで多くの衣類を回収した。</p>
2024年 2月定例会	市民生活	議案外	<p>堤</p> <p>ごみ収集所について</p> <p>(1) 公園の敷地内にごみ収集所を設置することはできないか</p> <p>(2) 省エネ家電買い替えキャンペーンについて</p> <p>(3) 地球温暖化対策の推進について</p>	<p>(1) 公園の敷地内ごみ収集所を設置することになるので、公園管理者からの許可が必要になる。公園の占用の許可をする場合は、準拠すべき基準を定めており、ごみ収集所はその基準で占用が認められる施設には該当しないため、公園の敷地内にごみ収集所を設置するように働きかけることは難しい。ほかの地域からごみを持ち込んでくる人がいる場合、基本的には、管理される方、利用される方の管理となる。まずは、この集積所は利用される方が決められるので、関係のない方は「出さないでください」というアナウンスメントをすることが大切だと考えている。</p> <p>(2) 同キャンペーンについては、家庭部門のCO2の排出量のさらなる削減とエネルギー価格の高騰による電気料金の負担軽減を目的として、昨年12月の議会で承認をいただいて、今、実施に向けた準備を進めている。進捗状況は2月6日に委託事業者が決定をして、現在委託事業者と本キャンペーンの開始日ですが、一応3月22日とする前提で今調整を進めている。また、2月9日から市民の皆様に向けて、市のホームページでの周知を開始した。2月下旬には専用のホームページを開設する予定であり、詳細が固まり次第、様々な手法を用いて周知を行っていききたい。</p> <p>(3) 太陽光発電だとか、あと電気自動車への補助金については、毎年補助金を執行している状況であり、市民のニーズ、インセンティブとしての役割は十分果たしているというふうに認識をしている。充電器の老朽化等も課題となっている。EV充電インフラの整備促進においては、自宅や事業所でいわゆる基礎充電ができる環境が重要とされていて、いわゆる公共施設の充電器はこれを補完するような役割というふうに考えている。今後は、費用対効果の高い運用方法、適正</p>

					な配置等について、普通充電器については検討、見直しを行っていききたい。新規建築物については、省エネ対策等で従来の建築物の必要なエネルギーを50%削減するいわゆるZEBReady以上の導入を図っていくこととし、今後市役所が率先してZEB化を推進していくことになっている。民間建物のZEB化促進のための補助金の導入について、研究していきたい。
2024 2月定例会	市民生活	議案外	永井	粗大ごみ特定適正処理困難物の手数料納付に係るキャッシュレス決済の導入へ (1) 支払い方法について (2) ごみの出し方について	(1) 粗大ごみ受付のインターネット申請、Eメールで申請になるが、最新の割合は、令和5年度1月までだが、5万8,395件の申請のうち、インターネット割合が大体63%程度。現在のインターネット申込みシステムだと支払いに関する機能や納付券を印刷する機能がないので、オンライン決済を利用することは現在困難な状況。また、課題として、現在の納付券は、偽造防止対策を取っているが、各自が印刷した場合の偽造防止対策を検討する必要もあると考えている。 (2) 現在納付券をプリントアウトする機能が今はないということと、偽造防止対策について、検討する必要もあるという課題もあるが、今後は、デジタルトランスフォーメーション、DXの推進の視点というのもあり、今後については、他自治体の運用事例などを調査・研究していきたい。
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	堤	脱炭素社会へ向けた取組について (1) 省エネ家電買換えキャンペーンについて	(1) 効果検証については、二酸化炭素排出量の削減効果、また登録店舗の売上げ状況などについて、店舗向けのアンケート結果などを通じてしっかりと分析をして、9月定例会で報告をしていきたい。予定より早い終了を想定していたかということについては、段階的にきめ細やかな広報を行ったことが市民の皆様の認知向上につながり、想定よりも早い5月5日のキャンペーン終了に至ったと考えている。さらには、省エネ性能のより高い製品の購入を促すため、他市を大幅に上回るインセンティブとして補助上限額を7万円と設定させていただいたことも、早期終了の大きな要因の一つであったと考えている。
2024年 6月定例会	市民生活	議案外	高柳	旧鈴谷清掃工場について (1) 現状について (2) 解体について (3) 今後について	(1) 用地面積、5,222平方メートル。都市計画区域については、市街化調整区域となっている。鈴谷清掃工場は昭和59年に焼却場としての役割を終えた後、平成26年度末までは資源物の分別所として利用していた。平成27年度以降は庁内で資材置場や不法投棄物の一時保管等に利用してきた。 (2) 上屋解体を令和7年度に計画している。その後は土壌汚染調査などを実施し、令和8年度以降にその調査の結果を受けて、地下構造物の解体を計画している。解体時の懸念事項、留意事項について、旧鈴谷清掃工場は焼却施設なので、解体時に焼却炉に付着している焼却灰が飛散しないよう解体工事を進める必要がある。解体時の周辺への配慮について、解体時に焼却灰が飛散しないようしっかり飛散防止対策を行った上で解体工事を実施している。また、そのときの状況に応じ、周辺の方々には丁寧に説明を行う予定。 (3) 環境局内では解体後に今後庁内で本格的に検討をする方針。
2024年 6月定例会	まちづくり	議案外	相川	自然との共存について (1) 生物保護の考え方について	(1) 生活環境の悪化につながるような害虫等も集まってしまうという可能性もあり、公園管理者としては生物の生息できる環境を整備するという事は、慎重に検討する考え。

				(2) 景観誘導区域、景観保全区域の考え方について	(2) 景観誘導区域、景観保全区域双方とも、緑の配置やボリュームなど、景観形成基準を設け、緑の誘導を図っているが、生物に着目した樹種の選定などの基準は現在のところ設けていない状況。
2024年 9月定例会	本会議	一般質問	佐々木	緑豊かな自然環境を保全するまちづくり～グリーンインフラ活用の一環として～ (1) グリーンインフラとしての見沼田圃の保全・活用について (2)) さいたま市内の新規就農者への支援について ① 農地等を求める人とのマッチング ② 新規就農者への経営支援 農機具費用の補助等	(1) 農地の荒地化などの課題解決に向けては、本市が策定した緑の基本計画の中でグリーンインフラの機能を9つ位置づけており、そのうち、「温室効果ガスの吸収」と「生物の生息・生育の場の提供」の機能に着目して、先行的なプロジェクトに着手した。 (2) ①ホームページに一覧として掲載し、借り受け意向のある農業者へ情報提供を行う「さいたま市農地マッチング制度」を実施している。就農希望者からの、就農にあたり必要となる、様々な相談に対応できるよう、埼玉県、農業委員会、JAと連携した「ワンストップ就農相談窓口」を設置している。新規就農者へ積極的に斡旋を行うとともに、地域の農業委員及び市内JAとの連携により、担い手に対して情報提供を行いながら、マッチングの推進を図っていく。 ②令和6年2月に、株式会社クボタと連携協定を締結し、同社の農業機械シェアリングサービスを推進している。本サービスでは、会員登録した利用者は、機械操作講習を受けることができ、初めての方でもトラクター、草刈り機、マルチャー等の農業機械を安心して利用できるようになっている。
2024年 9月定例会	本会議	一般質問	出雲	ゼロカーボンシティの実現に向けて (1) 市民へ求める環境に優しい行動とは (2) 0円ソーラーで太陽光発電を (3) 市民・事業者と協働する緑のまちづくり (4) 市民・事業者と協働する水害に強いまちづくり	(1) 人口約135万人を有する本市にとって市民の皆様の地球温暖化対策に資する行動変容は必要不可欠である。断熱ワークショップや出前講座など、未来を担う子ども達への「環境教育」についても、教育委員会と連携して重点的に取り組んでいる。今後も家庭で実践できる省エネ対策など、市報等で知らせるとともに、新たな取組として省エネ等の取組を行った市民・事業者の事例の公開や表彰制度の創設なども検討している。 (2) 太陽光発電設備についての市民向けの導入支援としては「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金がある。より市民のインセンティブになりうる、脱炭素効果が高い支援策について、現在検討を行っている。太陽光発電設備の設置義務化については、埼玉県とも意見交換を開始した。高断熱・高气密の住宅、街区内の電力の融通等を行っている、浦和美園エリアの先導的モデル街区を市内に横展開するため、現在、認証制度の検討なども行っている。気候変動の要因の一つである地球温暖化の対策には、温室効果ガスの排出量を削減する緩和策が重要と考えている。最適な施策展開が推進できるよう、検討を進めながらしっかりと取り組んでいる。 (3) 一定規模以上の開発行為等を行うにあたって、緑化に関する協議を義務付けることにより、市民・事業者に緑化の推進に協力いただき、都市環境の向上を目指すものである。緑化協議の対象範囲の拡大については、開発事業者への負担の増加など、本市での拡大による課題等を整理する必要があることから、まずは、名古屋市や横浜市などの「緑化地域制度」を導入した自治体も含め、先進事例を調査していく。 (4) 地球温暖化の影響などから、ゲリラ豪雨や局地的集中豪雨が発生するなど、市内各地で浸水被害が発生している状況であることから、河川及び下水道等による従前からの対策に加え、雨水を一時的に貯留して、ゆっくり地中に浸透させる「雨庭」の設置や、保水機能を有する緑地の

					保全など、自然環境が有するグリーンインフラの機能を生かした取組を行政のみならず、市民や事業者と共に推進する必要があると考えている。「緑」の大切さは十分認識しながら、温室効果ガスを吸収するような環境をより高めていくこともしっかり取組んでいきたい。
2024年 9月定例会	市民生活	議案外	高柳	さいたま市における「30by30」の実現について (1) 生物、植生等などの調査について (2) 保全エリアの地図明記について (3) 他部局との連携について	<p>(1) これまで環境局で実施している生き物調査については、市民参加型の生き物調査によるトンボ、チョウの調査、主要河川での魚類、低生成物、植物等の調査、また、大宮南部浄化センター自然庭園における観察データがある。ほかにも優れたビオトープを有する桜環境センターや首都高速道路、市民団体からの観察記録等のデータの提供を受けて、昨年度、データベースを作成し公表した。これらのデータに加え、今後は文献調査による市内の生き物の生育、生息場所等の整理を行っている。さらに、今後は生物多様性の価値があることの証明となる自然共生サイトの認定を受けることで、民間からの支援を得やすい環境を整え、周辺の調査地点を増やしていくことを考えている。公表しているデータベースについては、地理情報システムを活用して、市内で観測された生き物データを区ごとに集計し、どのような生き物がどのくらい確認されたかを地図上に色分けするなどして見える化をしている。今後はこれまで収集した他のデータの公表や市民が直接入力することも可能とするなど、市内の多くの地点のデータが収集できる仕組みとしていきたい。現在、令和6年度前期の申請で、桜区にある桜環境センターのビオトープについて認定申請をしているところで、審査結果は来月10月上旬の見込みとなっている。認定された場合、企業等による支援、協力を呼びかけ、ビオトープ周辺の荒川鳥獣保護区などを含めた一体的な生き物調査やその結果を踏まえた順応的管理、いわゆるモニタリングによる検証しながら管理していくことで、生態系の質の向上を図っていきたい。</p> <p>(2) 様々な形で収集した生き物データを基に、市として保全すべきエリアを抽出し、市民に分かりやすい形で地図上に明記できるよう努めていく。また、自然が多く残る地域に限らず、市内中心部の町なかの緑地空間にも多くの生き物が生息しており、町なかの緑を保全し見える化していくことも重要。今後は、こういった町なかの緑や企業内ビオトープなど、民間の土地情報も含め、生物多様性の保全に資する場所の情報も掲載していきたいと考えている。</p> <p>(3) 生物多様性保全の取組を推進していくためには、環境局だけではなく他部局と連携することが重要となる。例えば、都市局では緑の基本計画の中で緑地調査や機能の見える化など、生物多様性の保全に資する取組を行っている。そのほかにも庁内には、間接的に生物多様性の保全に貢献している事業が多く存在していると考えられ、環境局でもこういった取組を活用していく必要がある。現在、6局16か所で構成するさいたま水と生きものプラン推進庁内検討委員会を定期的開催し、各箇所が実施している事業等の情報交換をしている。さいたま水と生きものプランの改定に当たっては、こうした関連部局とのより一層の連携を図り、全庁挙げてさいたま市のネイチャーポジティブの実現を目指していきたい。</p>
2024年 9月定例会	市民生活	議案外	永井	資源物1類について (1) 現状の周知方法について	<p>(1) 10月からの資源物1類の出し方の変更については、市報をはじめ各種媒体を通じて周知を行っている。令和6年4月に市内全戸に配布を行った家庭ごみの出し方マニュアルにおいて、ゴミ袋の変更についてお知らせをしているほか、今年の6月からは市ウェブページに特集ページを設けて写真入りで透明の目安について案内している。6年7月から8月にかけて、各区、自治会連合会の理事会に出席し、直接説明をした。また、回覧を希望される自治会にはチラシを</p>

				(2) 情報が行き届いていない市民への対応について	<p>送付し、自治会内での周知に協力をいただいている。今月は、多くの市民の方に御覧いただけるよう、全戸配布の市報さいたま9月号において、カラー1ページを割いて説明を実施しているほか、約30万件のダウンロード数があるごみ分別アプリにおいても、日本語及び5つの外国語でお知らせを配信した。</p> <p>(2) 6月から本市ウェブサイトでの周知及び9月の分別アプリの通知により対応している。変更時から半年程度は試験的な期間と考えていて、ごみを捨てる際には注意喚起をするため、収集所へのポスターとか、収集所に変更したと分かるような看板を修正するようなテープとか、看板の下により解説したようなチラシ を作って貼るとかできるように取り組んでいきたいと思う。また、SNSなどを活用した周知もあらゆる媒体を通じた周知をさらに検討して行って、分かりやすい広報に努めていきたい。</p>
2024年9月定例会	市民生活	議案外	永井	<p>ごみ収集業務のデジタル化について</p> <p>(1) 収集作業の現状について</p> <p>(2) デジタル化の必要性について</p> <p>(3) タブレット端末の導入による効果について</p>	<p>(1) ごみ収集所の数については、令和6年4月1日現在、4万732か所である。本市の東西各清掃事務所においては、パソコンの地図情報システムを活用してごみ収集所をデジタル管理して、収集ルートは職員間で話し合って最適なルートを検討しながら日々の作業に従事している。委託業者の収集作業については、各事業者について状況が様々である。ある事業所では収集所情報を紙簿冊で管理し、収集ルートは職員同士で検討する、そういった者もあるし、地理情報システムを用いて管理している業者もある。さらには、位置情報システムを備えて、走行経路、収集時刻をリアルタイムで把握して、収集遅れに関する問合せの対応や応援体制、そういった整備が進んでいる業者もある。いずれも時間を守りながら安全に留意して日々の収集業務に従事している。</p> <p>(2) ごみ収集業務のデジタル化には一定の効果が期待できるものと認識している。課題やコスト、必要機能等について情報収集していく。デジタル化を検討するに当たり、まず現行のごみ収集経費を洗い出して、限られた予算の配分において取り組むべき事業の優先順位を考慮することが重要であると認識している。その上で、先進的な自治体の取組も注視しながら、長期的な視点で方針を考えていく。</p> <p>(3) タブレット端末には、迅速な情報収集と情報共有を実現し、業務効率において非常に重要なツールであると考えている。タブレット導入について本市としては、現状の業務を進めつつ、タブレット端末の導入の利点と費用対効果を見極め、最適な方法を研究していきたいと考えている。その際には、限られた予算内で本当に必要な項目に優先順位をつけて配分し、効率的な運用を進める必要があると考えている。</p>
2024年9月定例会	まちづくり	議案外	相川	<p>さいたま市域における「30 by 30」の実現について</p> <p>(1) 2030年までの目標達成に向けて</p>	<p>(1) 生物多様性基本法に定める地域戦略として、環境局においては、さいたま水と生きものプランを策定しているが、令和7年度に中間見直しを行う予定としており、新たな国家戦略に即した内容に改定する予定と伺っている。具体的な取組としては、30 by 30に貢献する公有地におけるエリアの認定のほか、民間地認定に対する支援を実施していく予定。グリーンインフラの取組の一環である生物多様性に資する良好な緑地については、都市緑地法に基づく特別緑地保全地域の指定を進めることにより、30 by 30の目標達成に寄与していきたい現在市内に14地区、約7ヘクタールの緑地を特別緑地保全地区に指定して、さらに追加すべき新たな候</p>

			<p>(2) 現況調査を行うことについて</p>	<p>補地を検討していて、今後、地権者との合意形成を図りながら、指定を進めていきたい。こういった取組は環境局と連携しながら図っていく。</p> <p>(2) 民間の取組によって生物多様性の保全を図るための取組も含めて、行政としては、市条例に基づく保存緑地の指定を行っている。この指定により、民間の所有者に5年間の緑地の維持を求めるとともに、併せて市から補助金を交付することで、保全の支援を行っている。この交付に当たり、所有者に対しては、毎年、年間の維持管理計画、あるいは維持管理後の状況写真の提出を求めている。このような状況把握を現況調査として捉えている。</p>
--	--	--	--------------------------	--